

法人または個人事業主の 普通預金口座を開設されるお客さまへ

投資勧誘等を装って現金を法人や個人事業主名義口座へ振り込ませる犯罪の防止のため、また、マネー・ローンダリングやテロ組織への資金流入対策の重要性の高まりにより、口座開設時の厳正な取引時確認および審査が金融機関に求められています。

弊行ではこれらを踏まえ、法人名義または個人事業主名義（屋号付口座および事業費決済を取引目的とする個人名義口座）の普通預金口座開設手続きを次のとおりとさせていただきます。

何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

●口座開設の流れ

ご相談

次の書類をご用意いただき、ご来店ください。
事業内容・口座開設目的等を確認後、口座開設の審査をさせていただきます。

【ご用意いただく書類】

1. すべてのお客さま

- ・ご来店いただく方の公的な本人確認書類
- ・許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は、手続き完了を確認できる書類
- ・取引時確認書（弊行所定書式）

2. 法人のお客さま

- ・履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑証明書
- ・定款（合同会社のお客さま） ・規約・会則等（任意団体等のお客さま）
- ・事業内容の確認書類（会社案内、パンフレット、取扱商品カタログ等）

3. 個人事業主（屋号付口座、事業費決済を取引目的とする個人名義口座）のお客さま

- ・事業内容の確認書類（以下のいずれか二点）
個人事業主の開業・廃業届（必須）、確定申告書、国税または地方税の領収書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書、事業所の賃貸借契約書、補足資料

*いずれの書類も原本をご提示ください。確認書類は写しをとらせていただき、原本はお返しいたします（取引時確認書を除きます）。

*書類に有効期限の定めがある場合は有効期限内のもの、有効期限の定めがない場合は6ヵ月以内に作成・発行されたもの又は確認日現在で有効なものをご提示ください。

*追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。

審査結果 のご連絡

ご相談日の翌営業日以降、2週間以内に審査結果をご連絡いたします。

*口座開設のご要望にそえない場合がございます。

お申込 手続き

ご来店いただき、お申込手続きをお願いいたします。

*犯罪収益移転防止法にもとづく本人確認をさせていただきます。

*審査結果のご連絡から、原則1ヵ月以内のお申込手続きをお願いいたします。